

事務連絡
令和5年3月31日

都道府県
各指定都市 保育担当課 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課

「保育所等における在園児の保護者への子育て支援 相談等を通じた個別的な対応を中心に」について

保育施策については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

保育所等における「保護者に対する子育て支援」は、厚生労働省「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」の議論のとりまとめ（令和2年6月26日）において、乳幼児期の子どもとその保育に関する基本的な考え方に関連して今後検討すべき事項のひとつとされました。

また、厚生労働省「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」の議論のとりまとめ（令和3年12月20日）では、保育所が保護者からの相談時に効果的な対応ができるようにするため、対応に当たっての手引きの作成等について検討すべきとされました。

こうしたことを踏まえ、令和4年度、厚生労働省では「保育所等における保護者支援の在り方に関する研究会」を開催し、上記の検討会における議論のとりまとめや令和3年度に実施した実態調査の結果とともに、有識者ヒアリング、先行研究・事例・資料等をもとに、保育所の特性を生かした子育て支援の在り方について検討し、保育所等の現場において活用いただくための資料として「保育所等における在園児の保護者への子育て支援 相談等を通じた個別的な対応を中心に」を作成しました。

各都道府県・指定都市・中核市保育担当課におかれましては、本資料について管内の市区町村及び保育所等に周知いただくとともに適宜ご活用いただきますようお願い申し上げます。

厚生労働省子ども家庭局保育課
電話：03-3595-2542（直通）
メールアドレス：hoikusitaisaku@mhlw.go.jp